

## 「殺処分ゼロを求める・第四次動物愛護管理法の改正」

THE ペット法塾代表 弁護士 植田勝博

### 第1 動愛法第四次法改正（2019年法改正）

THE ペット法塾・2019年2月22日、院内「動愛法改正」大集会の報告  
「動物の保護と管理に関する法律」（昭和48年）  
「動物の愛護と管理に関する法律」（平成11年、1999年）、第一次動愛法  
平成24年（2012）第三次動愛法改正（現行法）

### 第2 第四次法改正で求める内容（最低必要な法改正）

#### 1 犬猫殺処分ゼロ達成のために3つの必要性

- A 生産：無責任なブリード（血統、命を生む）、販売の規制（許可制）
- B 消費者：飼主等の動物の遺棄、飼育放棄についての取締り（動物犯罪）
- C 殺処分：行政の殺処分の規制（引取規制（飼主からの引取禁止、殺処分目的の野良猫引取禁止）。飼主へ戻す。引取から譲渡のシェルター設置義務）

#### 2 行政の殺処分ゼロ達成に必要なこと

(1) 現行法は、殺さないことが原則、例外の殺処分（動愛法35条、付帯決議）

- ① 猫：殺処分目的の猫は引取らない。官民のTNR。（行政は逆方向にある）
- ② 犬猫：所有者探し（所有者の権利と犬猫の保護＝遺失物法の厳守。譲渡募集義務。やむを得ないときのみ殺処分。（行政は逆方向にある）

(2) 行政は未だ「殺すことを原則」とする錯覚に陥った状況にある。

### 第3 法改正の条文化

1 動愛法35条1項、3項（犬猫の引取）に、次の変更、追加の規定とする。

- ① 「犬猫は、原則として引取をしてはならない。但し、やむを得ないときは引き取ることができる」

- ② 「殺処分を目的とする猫の引取をしてはならない。」
- ③ 「行政は、地域の責任において、官民一体で所有者がいない猫のTNRと給餌をもって野良猫の苦情をなくす」

＊これを実施する行政では、引取数、苦情数の著しい減少の顕著な実効性があるとの多数の報告がある（THEペット法塾勉強会）。

- ④ 「行政は動物の引取・譲渡のためのシェルターの設置をする。」  
犬猫の引取りと譲渡をするについては、行政シェルターが必須である。

## 2 動愛法35条4項に次の項目を入れる

- ① 「行政は、遺失物法に基づく公示をする。」（憲法29条犬猫を飼主へ戻す）
- ② 「遺失物法の公示、譲渡募集はネットを通じて公示をする」
- ③ 「負傷動物の殺処分は、治療をしても回復の見込みがないとき以外は殺処分をしてはならない。」

## 3 動愛法44条に次の規定を加入する。「動物犯罪の重罰化と取締り」

行政は、動物遺棄などの犯罪者を放置し、遺棄などされた動物を殺している。  
同法条は、所有の有無にかかわらず動物の命と安全が保護法益である。

- ① 「行政は、動物を保護し、警察と連携をして動物犯罪の取締りをする。」
- ② 「所有者不明の犬猫について警察への通報をする。」
- ③ 「警察は、動物の命を保護し、動物犯罪の取締りをする。」
- ④ 「警察、行政は、所有者、占有者の動物犯罪が明らかとなったときは、動物の保護のための仮の措置を取ることができる。」

## 4 行政の現場実態（2019年3月）

### (ア) 行政殺処分

- ① 行政の犬猫の積極的な引取がされている。
- ② 所有者探し、譲渡募集の広告をしないで引取当日に殺処分（兵庫県では引取当日に約6割の殺処分）
- ③ 所有者探しの公示は、猫2日、犬5日の公示で、所有者の引取がないときは殺処分（同県ではこれにより約2割の殺処分）
- ④ 合計8割の殺処分と、犬猫の譲渡募集数は殆どゼロ（兵庫県）。

(イ) 野良猫の殺処分

- ① TNRの妨害、行政の『無責任な餌やり禁止』キャンペーン

(ウ) 法律の混乱、整合性の必要

動物愛護センターでは「遺失物法を適用しない」と公言する。

遺失物法違反（器物損壊罪、みだりな殺傷罪）の犯罪行政である。

遺失物法は、所有者と動物の命を守る機能の法律である。）を踏みにじる行政

- (エ) 環境省の、殺処分数に一部殺処分に含ませない（統計の虚偽化）、「野良猫餌やり禁止」（官民一体のTNRの妨害）、遺失物法の適用除外、「譲渡適性のない動物（殺処分許容）」など、動愛法に反する施策、指導（告示など）をしており、不適正ないし違法の行政をしている。

第4 「2020年東京オリンピックゼロキャンペーン」の成功に向けて

2019, 3, 19 院内集会「東京オリンピックゼロキャンペーン」（THEペット法塾の発表）

- ① 2020年世界水準の殺処分ゼロを目指す。
- ② 動愛法50年（2023年）の歴史において、動物福祉の成熟した形が必要
- ③ 世界水準のための、a 業者規制（8週齢、数値規制、許可制）、b 飼主の規制（動物との生活を受け入れる社会の実現、一緒に電車に乗るなど）、c 殺す行政をなくす、d 動物犯罪の罰則、取締の整備、d 遺失物法などとの法整備。